

## 富山市マンション管理計画の認定等に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下、「法」という。）に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下、「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

### (管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 管理組合の管理者等は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請をしようとするときは、当該申請を行う前に、法第5条の4各号に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの確認を受け、事前確認適合証の交付を受けるものとする。

2 省令第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前項に規定する書類とする。

### (管理計画の認定申請)

第4条 管理組合の管理者等は、法第5条の3第1項の規定による認定の申請をするときは、省令別記様式第1号による申請書に、それぞれ省令第1条の2第1項各号の書類（以下、「添付書類」という。）及び前条に規定する事前確認適合証を添えて、公益財団法人マンション管理センターが運用する管理計画認定手続支援サービスを通じて、市長に提出しなければならない。

### (管理計画の審査及び認定)

第5条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合しているかを審査するものとする。

2 前項の審査は、第3条に規定する事前確認適合証をもって基準に適合することを確認するものとする。

3 市長は、前2項の規定により、当該申請に係る管理計画が認定基準に適合すると認めるときは、管理計画の認定をするものとする。

4 市長は、前項の認定をしたときは、省令別記様式第1号の2による通知書により、その旨を当該認定を受けた者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の審査の結果、当該申請に係る管理計画が認定基準に適合しないと認めるときは、富山市マンション管理計画不認定通知書（様式第1号）により、当該申請した者に通知するものとする。

### (管理計画の認定の更新)

第6条 前3条の規定は、法第5条の6第1項の認定の更新について準用する。この場合において、第4条中「省令別記様式第1号」とあるのは「省令別記様式第1号の3」と、第5条第4項中「省令別記様式第1号の2」とあるのは「省令別記様式第1号の4」と読み替えるものとする。

(認定を受けた管理計画の変更)

第7条 認定管理者等は、法第5条の7の規定による管理計画の変更をしようとするときは、省令別記様式第1号の5による申請書に、それぞれ添付書類うち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項、第3項から第5項までの規定は、前項の変更に準用する。この場合、第5条第4項中「省令別記様式第1号の2」とあるのは、「省令別記様式第1の6」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第8条 市長は、法第5条の8の規定による報告を求めるときは、富山市マンション管理状況報告依頼書(様式第2号)により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項による報告の依頼があったときは、富山市マンション管理状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、法第5条の9の規定による命令をするときは、富山市マンション管理改善命令書(様式第4号)により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定による命令に従って改善を行った場合、その旨を富山市マンション管理改善報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、法第5条の10第1項第2号に規定する管理を取りやめる旨の申出を行うときには、富山市マンション管理取りやめ申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第11条 市長は、法第5条の10第1項の規定に基づき認定を取り消したときは、富山市マンション管理計画認定取消通知書(様式第7号)により、その旨を当該認定管理者等であった者に通知するものとする。

(管理計画認定マンションの公表)

第12条 管理組合の管理者等が管理計画の認定を受けた際の公表に同意した場合、市長は、公益財団法人マンション管理センターと連携して、管理計画認定マンションの名称や所在地等を公表することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年8月13日から施行する。

様

富山市長

富山市マンション管理計画不認定通知書

申請のあった管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4の規定に基づく認定（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をしませんので、通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンション名称
- 3 マンション所在地
- 4 管理組合名称
- 5 不認定の理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号  
年 月 日

様

富山市長

富山市マンション管理状況報告依頼書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、次のとおり管理状況の報告を求めます。

記

1 対象となるマンション

(1) 認定年月日 年 月 日  
(2) マンション名称

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 管理状況の報告

「富山市マンション管理計画の認定等に関する事務取扱要綱」第8条第2項に基づき、富山市マンション管理状況報告書により市長に報告してください。

なお、報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求めることがあります。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限 年 月 日  
(2) 提出先

年 月 日

（宛先）富山市長

報告者 住所  
マンション名称  
管理組合名称  
代表者名

（担当名：  
連絡先：

富山市マンション管理状況報告書

年 月 日付け 第 号で依頼のあったことについて、管理計画認定マンションの管理状況を次のとおり報告します。

記

1 報告するマンション

（1）認定年月日 年 月 日  
（2）マンション名称

2 報告を求められた内容

3 管理状況

4 添付書類

・ 報告内容や管理状況が分かる書類

様

富山市長

富山市マンション管理改善命令書

管理計画認定マンションにおいて、当該管理計画に従って管理を行っていないと認められることから、その改善のため以下のとおり必要な措置を講ずるよう、マンションの管理の適正化に関する法律第5条の9の規定に基づき命令します。

なお、この命令に反した場合、同法第5条の10の規定により、管理計画の認定を取り消すことがあります。

記

1 対象となるマンション

(1) 認定年月日 年 月 日  
(2) マンション名称

2 命令に係る措置の内容

3 命令に至った理由

4 措置の期限 年 月 日

5 改善内容の報告

命令に係る措置を行った際には、富山市マンション管理計画の認定等に関する事務取扱要綱第9条第2項に基づき、その旨を富山市マンション管理改善報告書により市長に報告してください。

なお、報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求めることがあります。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日

様式第4号（第9条関係）

から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

（宛先）富山市長

報告者 住所  
マンション名称  
管理組合名称  
代表者名

（担当名：  
連絡先：

富山市マンション管理改善報告書

年 月 日付け富山市指令 第 号で改善命令を受けた管理計画認定マンションについて、必要な措置を講じましたので報告します。

記

1 報告するマンション

（1）認定年月日 年 月 日  
（2）マンション名称

2 講じた措置の内容

3 添付書類

・報告の内容に関して必要な書類

年 月 日

（宛先）富山市長

報告者 住所  
マンション名称  
管理組合名称  
代表者名

（担当名：  
連絡先：

富山市マンション管理取りやめ申出書

管理計画認定マンションとしての管理を取りやめることから、富山市マンション管理計画の認定等に関する事務取扱要綱第10条の規定に基づき、申し出ます。

記

1 管理を取りやめるマンション

（1）認定年月日 年 月 日

（2）マンション名称

2 管理を取りやめる理由

様

富山市長

富山市マンション管理計画認定取消通知書

マンションの管理の適正化に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 認定を取り消すマンション

(1) 認定年月日 年 月 日

(2) マンション名称

2 取消しの理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富山市を被告として（訴訟において富山市を代表する者は富山市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません